

公立大学法人評価委員会について

1 概要

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 11 条の規定に基づき、市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を設置しています。（委員会名：前橋市公立大学法人評価委員会）

評価委員会では、年に複数回会議を開催し、業務実績に関する評価に関する事等について、委員の皆様から意見をいただいています。

2 評価委員会が行う事務

評価委員会の意見を聴く、又は評価を受ける事項の代表的なものは、次のとおりです。なお、今後の法改正に伴い、所掌事務に変更を生じる場合があります。

- (1) 設立団体が定める、法人が達成すべき業務に関する目標（中期目標）の策定及び変更への意見（法第 25 条）
- (2) 地方独立行政法人が行う重要な財産の処分の認可への意見（法第 44 条）
- (3) 中期目標を達成するため地方独立行政法人が定める計画（中期計画）の認可への意見（法第 78 条）
- (4) 各事業年度・中期目標期間に係る業務の実績の評価（法第 78 条の 2）
※法改正により、各事業年度ごとの評価は、令和 6 年度分の評価までです。
- (5) 中期目標期間の終了時の検討に当たっての意見（法第 79 条の 2）

3 評価委員会の開催予定（案）

令和 6 年度は 4 回程度の開催を見込んでいます。主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 第 1 回（6 月） | 委員委嘱、業務概要説明、第 3 期中期目標案への意見 |
| 第 2 回（8 月頃） | 令和 5 年度決算及び業務実績に関する報告について |
| 第 3 回（10 月頃） | 令和 5 年度業務実績に関する評価報告書（案）について |
| 第 4 回（1 月頃） | 第 3 期中期計画案認可への意見 |

地方独立行政法人法の評価委員会に関するもの（一部抜粋）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四 第百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五 第百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（財産の処分等の制限）

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 略

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5～7 略

(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2～7 略

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 略